

「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）
の実施結果について

1. 概要

令和4年2月8日（火）から令和4年3月9日（水）にかけて「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」について意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間：令和4年2月8日（火）～令和4年3月9日（水）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見提出数

5件

3. 寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

| 番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|----|--|---|
| 1 | <p>温泉分野の暫定排水基準の見直しについてですが、一般に排水量が桁違いに多いと考えられる浴場業については特定施設としての扱いそのものが設定されておりません。形態がよく似ている温泉引きスーパー銭湯なども相当の数に上り、旅館業（温泉）に限定する必要性が不明です。</p> <p>温泉引きの浴場業や足湯などの浴場類事業を規制しないのであれば、公共水質保全の実効性に乏しく、旅館業や温泉の排水規制そのものが不要ではないでしょうか。</p> | <p>御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>ホウ素やフッ素、硝酸塩化合物は、危険度の高い成分です。</p> <p>温泉は、もともとの源泉に含有されたものを流すだけなので、いいとして、畜産や工業、下水道の規制は厳しくすべきです。畜産では、硝酸性窒素等が若干厳しくなりますが、まだまだ高い基準値です。貴金属製造・再生業では、高いまま（2,800）。</p> <p>下水道のホウ素は、若干厳しくなる（50 が 40）ようですが、更に厳しくすべき。</p> | <p>暫定排水基準は、各事業場における排水実態、排水処理技術等を把握しつつ見直しを行っております。</p> <p>引き続き、排水実態等を把握しつつ、暫定排水基準の見直しを検討してまいります。</p> |
| 3 | <p>暫定排水基準は畜産や工業、下水道の規制は厳しくすべきです。</p> | |
| 4 | <p>平成13年7月施行の排水基準が適当とされれば、現実的な対応方法はなくこのままだと宿泊施設の経営は困難となり、廃業せざるを得ない状況でした。暫定基準の延長が決まる中で、一温泉旅館が負担できるような低廉価格での処理方法の開発に期待すべく、当温泉を管理する公社では環境省の3回に及ぶ実証試験に積極的に協力させていただきました。</p> <p>このたび環境省より示されましたほう素に関する検討結果（資料1）によると、各種排水処理技術実証試験を試みたが温泉旅館が導入可能な技術においてコスト面で課題がある、と結論付け温泉旅館業に対するほう素見直し案が示されました。この基準値は温泉</p> | <p>御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>大国日本の現状に見合った数値と思います。</p> | |
| 5 | <p>この度の排水基準見直し案の基準値は、温泉国の日本の現状を踏まえつつ、参考資料の検討結果に示されたようにあらゆる角度から適正に検討されたうえで基準値を定めて頂いたわけで。ほう素等に関する暫定基準見直し案については大いに賛成です。</p> | |

※頂いた御意見について、一部要約し、整理しています。